

三重県医師修学資金貸与規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県内の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資するために貸与する修学資金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「修学資金」とは、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学をいう。以下同じ。)における修学のための資金をいう。

2 三重県医師修学資金返還免除に関する条例(平成十六年三重県条例第一号。以下「条例」という。)

第二条第一項の医療機関は、次に掲げる医療機関等とする。

一 救急病院等

イ 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定により告示された県内の救急病院

ロ 三重県医療計画(以下「医療計画」という。)で定める小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

二 へき地医療機関等

イ 医療計画で定めるへき地医療拠点病院及びへき地診療所

ロ 県内の公立の医療機関のうち、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第二項の規定により総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町又は同法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域に存するもの

三 前二号に掲げる医療機関に準ずるものとして知事が認めるもの

(貸与の対象者)

第三条 修学資金の貸与を受けることができる者は、大学生(大学の医学を履修する課程に在学する者に限る。)のうち、知事が別に定める者とする。ただし、他に就労義務のある奨学金を受けている者又は受けようとする者を除くものとする。

(貸与の限度額)

第四条 修学資金の貸与の限度額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成十六年文部科学省令第十六号)第二条第一項に規定する授業料及び入学料の額に年額七十万円を加算した額とする。

(貸与の方法)

第五条 知事は、第八条第一項の規定により修学資金を貸与する者を決定した場合は、その年度は貸与決定の際に定める月に、翌年度以降は当該年度の五月三十一日までに当該修学資金を貸与するものとする。この場合において、知事は、大学を卒業する年度までの間、毎年度、第九条の規定により三重県医師修学資金借用証書を提出した者に貸与するものとする。ただし、貸与期間の限度は六年間とする。

(連帯保証人)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を一人立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 前項の連帯保証人は、知事が別に定めるところに従い、修学資金の貸与を受けた者と連帯して当該修学資金の貸与に係る一切の債務を負担するものとする。

(貸与の申請)

第七条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書(第一号様式)に次に掲げる添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 大学の在学証明書

二 住民票又はこれに代わるもの

三 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書

四 連帯保証人の所得証明書及び住民票

五 申請者及び連帯保証人の本人であることを証明するために必要な書類の写し

六 その他知事が必要と認めるもの
(貸与の決定)

第八条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、書面及び面接による審査の上、修学資金を貸与する者を予算の範囲内で決定し、文書により申請者及び推薦者（前条第三号に掲げる推薦調書により当該申請者を推薦した者をいう。）に通知するものとする。
(借用証書)

第九条 前条の規定による貸与の決定を受けた者（次項及び次条において「貸与決定者」という。）は、前条の規定による通知を受けたときは直ちに当該年度の三重県医師修学資金借用証書（第二号様式）を知事に提出するものとする。

2 貸与決定者は、前条の規定による貸与の決定を受けた年度の翌年度から大学を卒業する年度までの間、毎年度、知事の定める日までに三重県医師修学資金等借用証書を知事に提出するものとする。この場合において、所属する学年を記載した在学証明書を添付するものとする。
(貸与の決定の取消し等)

第十条 知事は、貸与決定者が貸与期間（第八条の規定による貸与の決定を受けた日から大学を卒業する年度の末日までの間をいう。）において次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第八条の規定による貸与の決定を取り消すものとする。

- 一 大学を退学したとき。
- 二 心身の故障のため、大学における修学を継続することができなくなつたと認められるとき。
- 三 性行又は学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、貸与決定者が第九条第二項の知事の定める日において大学の課程を休学しているときは、当該年度の貸与を一時保留することができる。
(免除の申請)

第十一条 条例第二条又は第三条の規定により修学資金の返還及び利息（延滞利息を含む。）の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、条例第三条の免除を受けようとするときは、死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書面を併せて提出するものとする。
(諾否の通知)

第十二条 知事は、前条の規定による修学資金返還免除申請書の提出があつたときは、これを審査し、文書によりその諾否を申請者に通知するものとする。
(期間の計算方法)

第十三条 条例第二条第一項の規定による臨床研修及び医師業務に従事した期間を計算する場合は、業務に従事した初めの日の属する月から業務に従事しなくなつた日の属する月までを計算するものとする。

2 条例第二条第二項に規定する業務に従事することができなかつた期間を計算する場合は、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を一月として計算するものとする。
(医師業務従事の中断が可能な場合及びその期間)

第十三条の二 条例第二条第二項第二号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号のその定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 大学院（学校教育法に規定する大学院をいう。）に在学しようとする場合 大学院の正規の修学期間以内で知事が必要と認める期間
- 二 県外の医療機関における業務に従事しようとする場合 知事が別に定める期間
- 三 その他知事が必要と認めた場合 知事が必要と認める期間

(医師業務従事の中断期間等の申請等)

第十三条の三 修学資金の貸与を受けた者が、条例第二条第二項第二号に規定する二年間の限度を超えて医師業務従事の継続性を中断しようとするときは、医学に関する修学のための中断期間等承認申請書(第三号様式の二)をその中断の開始を希望する日の三月前までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による医学に関する修学のための中断期間等承認申請書の提出があつたときは、やむを得ないと認められるものであつて前条各号のいずれかに該当する場合に限り承認をすることができる。

(諾否の通知)

第十三条の四 知事は、前条第一項の規定による医学に関する修学のための中断期間等承認申請書の提出があつたときは、これを審査し、文書によりその諾否を申請者に通知するものとする。

(返還)

第十四条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、貸与を受けた日の翌日から第一号に規定する場合は大学を退学した日、第二号に規定する場合は知事が同号に規定する事由を認めた日、第三号に規定する場合は医師免許取得の日(医師免許取得の日までに同号に規定する事由が発生した場合は、知事が同号に規定する事由を認めた日)、第四号に規定する場合は同号に規定する事由が確定した日までの期間の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息を加えた額を知事の定める日までに返還しなければならない。

一 第十条第一項第一号に規定する事由により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

二 第十条第一項第二号から第七号までに規定する事由により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

三 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

四 大学を卒業する日の属する年度及び大学を卒業する日から起算して一年を経過する日の属する年度に実施される医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第九条に規定する医師国家試験に合格せず、医師免許を取得することができなかつたとき。ただし、疾病、災害その他やむを得ない理由によると知事が認めた場合は、この限りではない。

2 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた修学資金を前項の知事の定める日までに返還しなかつたときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成二十六年三重県条例第二号)第七条の規定により計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還の猶予)

第十五条 前条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、貸与を受けた修学資金の返還及び利息(延滞利息を含む。)の支払の全部又は一部を猶予することができる。

一 第十条第一項第四号の規定により修学資金の貸与を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。

二 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還及び利息(延滞利息を含む。)の支払が困難であると認めるとき。

三 死亡したとき。

(返還の猶予の申請)

第十六条 前条の規定による猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(第四号様式)に、前条各号に掲げる事由を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(諾否の通知)

第十七条 知事は、前条の規定による修学資金返還猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、文書によりその諾否を申請者に通知するものとする。

(届出)

第十八条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、当該各号に定める届出書にその該当する事実を証する書面を添えて、十日以内に知事に提出しなければならない。

一 大学を退学し、休学し、若しくは復学し、又は停学の処分を受けたとき。(第五号様式、第六号様式、又は第七号様式)

- 二 臨床研修を開始したとき又は臨床研修先に変更があつたとき。(第八号様式)
 - 三 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。(第九号様式)
 - 四 大学における修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。(第十号様式)
 - 五 氏名又は住所を変更したとき。(第十一号様式)
 - 六 キャリア形成プログラムに基づき勤務する医療機関の業務に従事したとき又は勤務先に変更があつたとき。(第十二号様式又は第十三号様式)
 - 七 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき又は死亡その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。(第十四号様式)
- 2 修学資金等の貸与を受けた者(第十三条の三第二項の規定による知事の承認を受けた者を除く。)は、条例第二条第二項第二号に規定する医学に関する専門知識の修得を目的とする修学を行う場合は、医学に関する専門知識修得計画書(第十五号様式)を当該修学を行う三月前までに知事に提出しなければならない。
- 3 修学資金の貸与を受けた者は、毎年三月三十一日現在の勤務又は研修の状況等を証明する書類を、翌月の末日までに知事に提出しなければならない。また、年度途中に勤務先又は研修先を変更した場合においては、変更前の勤務又は研修の状況等を証明する書類を、変更の日から三十日以内に提出しなければならない。

(キャリア形成プログラムの承認の申請)

第十九条 修学資金の貸与を受けた者が、条例第二条第一項に規定するキャリア形成プログラムに基づき勤務する医療機関における業務に従事することを希望するときは、キャリア形成プログラム承認申請書(第十六号様式)を知事に提出し、同項に規定する知事の承認を受けなければならない。

(諾否の通知)

第二十条 知事は、前条の規定によるキャリア形成プログラム承認申請書の提出があつたときは、これを審査し、文書によりその諾否を申請者に通知するものとする。

(補則)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重県医師修学資金貸与規則(次項において「新規則」という。)第七条の規定は、この規則の施行の日以後にされる修学資金の貸与の申請について適用し、同日前にされた修学資金の貸与の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県医師修学資金貸与規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。